

発達支援センター「めばえ」

【感染者が発生した場合等の当事業所における対応】

利用者・職員の症状	該当利用者・職員	事業所の対応
①感染した場合	PCR検査で陰性になるまで入院及び自宅療養	1～3日間程度の休業 事業所内の消毒及び利用者等の健康状態の確認を行います。
②濃厚接触者の場合	PCR検査で陰性が確認されるまで自宅待機	通常療育実施
③利用者の同居の家族が濃厚接触者の場合またはPCR検査を受けた場合	通所可能	通常療育実施
④職員の同居の家族が濃厚接触者の場合またはPCR検査を受けた場合	同居の家族がPCR検査で陰性が確認されるまで自宅待機	通常療育実施
⑤発熱・咳などの風邪症状がある場合 または①②には該当しないもののPCR検査を受けた場合	症状の改善（解熱後24時間経過後、呼吸症状の改善）またはPCR検査で陰性が確認されるまで自宅待機	通常療育実施

※臨時休業の期間につきましては、感染者や接触者の多寡、地域における感染拡大、感染経路等を確認し、保健所と相談のうえで決定します。

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて変更する場合があります、緊急に休業の対応を行う場合があります。